

大学教育質保証・評価センター 評価実施チームに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学機関別認証評価に関する規程第4条第4項に基づき、大学教育質保証・評価センターが、大学評価を申請する大学（以下「受審大学」という。）ごとの状況を調査するために置く、評価実施チームの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評価実施チーム)

第2条 受審大学ごとの状況を調査するため、認証評価委員会（以下、「評価委員会」という）に評価実施チームを置く。

(評価実施チームの構成)

第3条 評価実施チームには、評価委員会の委員及び専門委員が属する。

- 2 専門委員は、教育研究分野の専門家及び大学の評価に関する有識者の中から、評価委員会の議に基づき、代表理事が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、委嘱された時から受審大学の評価結果が確定する時までとする。
- 4 各評価実施チームに属する評価委員会の委員及び専門委員は、評価委員会の議に基づき、評価委員会委員長が選任する。
- 5 評価実施チームに主査を置く。
- 6 主査は、当該評価実施チームに属する評価委員会の委員及び専門委員から、評価委員会委員長が選任する。
- 7 主査は、当該チームの事務を掌理する。
- 8 評価実施チームに属する評価委員会の委員及び専門委員は、以下の各号に掲げる当該大学の大学評価業務には従事できないものとする。
 - (1) 当該大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
 - (2) 当該大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
 - (3) 当該大学を設置する法人に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
 - (4) 当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
 - (5) その他本センターで不適正と認める者

(評価実施チームの職務)

第4条 評価実施チームは以下の職務を行う。

- (1) 受審大学の書面評価
- (2) 受審大学の実地調査
- (3) 受審大学の評価結果（原案）の作成
- (4) 評価実施のための諸会議への出席
- (5) その他評価の実施に関すること

(守秘義務)

第5条 評価実施チームに属する評価委員会の委員及び専門委員は、評価の実施に当たっては公平、公正及び誠実を旨とし、職務上において知り得た情報及び受審大学の評価内容等に係るいかなる情報も他へ漏らしてはならない。

(評価実施チームに関する議事)

第6条 評価実施チームの会議は、主査が招集し、議長となる。

- 2 評価実施チームは、当該チームに属する評価委員会の委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価実施チームの議事は、出席した評価委員会の委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 主査は、緊急その他やむを得ない理由により評価実施チームの会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を当該チームに属する評価委員会の委員及び専門委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって評価実施チームの議決とすることができる。
- 5 前項の規定により議決を行った場合は、主査が次の会議において報告しなければならない。

(大学評価部会)

第7条 評価実施チーム間の調整を図るため、評価委員会に大学評価部会を置くことができる。

- 2 大学評価部会に属する評価委員会の委員及び専門委員は、評価委員会委員長が選任する。
- 3 大学評価部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する評価委員会の委員及び専門委員から評価委員会委員長が選任する。
- 5 部会長は、評価部会の事務を掌理する。

(大学評価部会に関する議事)

第8条 大学評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 大学評価部会は、当該部会に属する評価委員会の委員及び専門委員の過半数の出席が

なければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 大学評価部会の議事は、出席した評価委員会の委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により大学評価部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を当該部会に属する評価委員会の委員及び専門委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって大学評価部会の議決とすることができます。
- 5 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

- 2 この規程に定めるもののほか、評価実施チームの運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。